

若者の雇用について総合的かつ体系的な対策を求める意見書

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者が増加する中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、過酷な労働条件のもとで労働を強いる「使い捨て」問題、フリーター・ニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いている。

若者の雇用環境を改善することは、若者が働きながら安心して家庭を持つことにつながり、ひいては、少子化の歯止めにもつながることから、極めて重要である。

政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組んでいるが、それぞれの事業の取組内容が異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではない。

よって、政府においては、若者の雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 若者雇用に係る総合的かつ体系的な対策を進めるため、若者雇用対策の新法を制定し、若者を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
 - 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設するとともに、企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
 - 3 大学生等の採用活動時期の後ろ倒しに対して、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。
 - 4 若者の主体的な職業選択・キャリア形成のため、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
 - 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うため、地域若者サポートステーションの機能強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

内閣総理大臣
文部科学大臣 あて
厚生労働大臣

福島県議会議長 平出孝朗